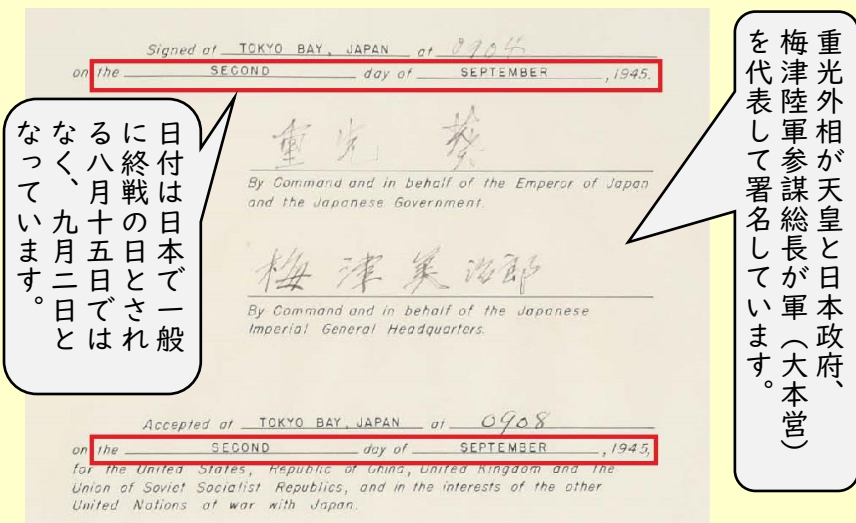


降伏文書

資料：「**降伏文書**」JACAR（アジア歴史資料センター）
Ref. B19020468400、降伏文書（戦後-X0001-
000001）（外務省外交史料館）

書き下しと日本語訳

資料のポイント



INSTRUMENT OF SURRENDER

 We, acting by command of and in behalf of the Emperor of Japan, the Japanese Government and the Japanese Imperial General Headquarters, hereby accept the provisions set forth in the declaration issued by the heads of the Governments of the United States, China and Great Britain on 26 July 1945 at Potsdam, and subsequently adhered to by the Union of Soviet Socialist Republics, which four powers are hereafter referred to as the Allied Powers.

冒頭で、1945年7月26日付のポツダムにおける宣言、つまりポツダム宣言の受諾が表明されています。

資料について

この資料は、1945年9月2日、東京湾上のアメリカ戦艦ミズーリ号で、日本と米英ソ中及びその他5カ国（オーストラリア、カナダ、フランス、オランダ、ニュージーランド）の間で調印された日本の降伏文書です。本文は2画像目にありますが、各代表者の署名以外は全て英語で書かれています。

資料の内容

日本で終戦の日といえば玉音放送が行われた8月15日ですが、この降伏文書の日付は9月2日となっています。つまり、降伏が外交上正式に確認されたのは、この9月2日ということになるのです。

この降伏文書では、日本側の代表者が降伏を申し入れ、連合国側の代表者が受け入れるという形式が取られています。署名箇所をみると、天皇と日本政府を代表して重光葵外相が、日本軍（正確には大本営）を代表して梅津美治郎陸軍参謀総長が「署名（Signed）」したのに対し、連合国側代表たちは「受諾（Accepted）」したとなっています。本文の内容も、日本側の約束だけが一方的に述べられ、連合国の義務は何も書かれていません。

1段落目はポツダム宣言を受諾することを表明しており、2段落目から4段落目で、日本軍の無条件降伏や日本側による戦闘行動の停止などが言及されています。日本軍の無条件降伏自体もポツダム宣言の要求事項だったので、これらの段落の内容はポツダム宣言の受け入れと停戦に関連するものといえるでしょう。

5段落目は、公務員や軍人に対し、連合国軍最高司令官マッカーサーの命令に従いつつ、引き続き「非戦闘的任務」を継続するよう求めています。また6段落目では日本側がポツダム宣言の条項を履行し、必要な措置をとることを約束しています。7段落目は日本側にとらわれている連合国捕虜に関するもので、「日本帝国政府および日本帝国大本営」に対して、捕虜の即時解放などを命じています。さらに8段落目には、「天皇および日本国政府の国家統治の権限は、…連合国最高司令官の制限の下に置かれる」とあります。以上からは、日本政府の存続が一応の前提とされていたことを読み取ることができます。これは、連合国によって中央政府の不在が宣言されていたドイツの場合とは大きく異なるといえるでしょう。

なお署名欄1つが空白となっていますが、これはカナダ代表者が署名場所を間違え、1つ下に記入してしまったためです。資料にはカナダ、フランス、オランダ、ニュージーランド代表者の肩書を手書きで修正した跡が残されています。